令和　年　月　日

**派遣可能期間の延長に係る事項の周知について**

　労働者派遣法第４０条の２第３項に基づき、延長する派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）について、同法施行規則第３３条の３第４項に基づき下記のとおり周知します。

記

**１　意見を聴取した過半数代表者**

**２　１に対して通知した事項及び通知した日**

（１）通知した日： 令和　年　月　日

（２）通知した事項

①労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

②延長しようとする派遣期間：令和　年　月　日～令和　年　月　　日

③令和　年　月　日～令和　年　　月末までの状況

**３　１から意見を聴取した日及び意見の内容**

（１）意見を聴取した日：

（２）意見の内容：

**４　異議に対し変更した派遣期間**